

報告第13号

長寿介護課公用車の事故に係る和解についての専決処分の報告について

西海市大瀬戸町瀬戸板浦郷で発生した物損事故に関し、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和8年6月12日

西海市長 瀬川 光之

専決処分10号

和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として、次のとおり専決処分する。

令和8年5月20日 専決

西海市長 瀬川 光之

長寿介護課公用車の事故に係る和解について

西海市大瀬戸町瀬戸板浦郷で発生した物損事故に関し、次のとおり和解するものとする。

- 1 相手方住所 氏名 [REDACTED]
- 2 事故の発生概要 発生日時 令和8年3月5日 午前11時00分頃
発生場所 西海市大瀬戸町瀬戸板浦郷920番地12
西海市役所第五別館 駐車場
- 3 事故の状況 西海市役所第五別館駐車場に駐車していた長寿介護課公用車に、当該公用車の右側に駐車していた相手方車両が出庫する際、当該公用車の右前方に相手方車両の左側面が接触したもの。
- 4 和解の内容 (1) [REDACTED] (以下「相手方」という。)は、本件事故に基づく公用車の修理費用18,700円を、本市が指定する修理業者へ直接支払うものとする。

- (2) 本市と相手方との間には、本件事故に関し、この和解の内容に定めるほかは何らの債権債務のないことを相互に確認する。

公用車事故等発生概要書

相手方	氏名	[REDACTED]		
	住所	[REDACTED]		
事故日時	令和 8 年 3 月 5 日 午前 11 時 00 分頃			
車名等	長寿介護課公用車	事故原因	相手方の運転操作誤り	
事故場所	西海市大瀬戸町瀬戸板浦郷 920 番地 12			
警察届出	無 ・ <input checked="" type="checkbox"/> (西海警察署)	事故区分	<input type="checkbox"/> 単独 <input checked="" type="checkbox"/> 対物 <input type="checkbox"/> 対人	
事故概要	西海市役所第五別館駐車場に駐車していた長寿介護課公用車に、当該公用車の右側に駐車していた相手方車両が出库する際、当該公用車の右前方に相手方車両の左側面が接触したものの。			
事故状況略図	<p style="text-align: center;">西海市役所 第五別館</p> <p style="text-align: right;"> 当方車両 ▲ 相手方車両 △ 他車両 ■ </p>			
損害見積額 (和解額)	18,700 円	損害賠償の方法	1. 損害賠償保険 <input checked="" type="radio"/> その他 (相手方)	